

千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱（平成23年4月1日施行。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、千葉県既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 国、地方公共団体その他これらに準ずる者

要綱2条第1項第3号に規定する国、地方公共団体その他これらに準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

3 大規模な事業者

要綱第2条第1項第3号に規定する大規模な事業者として別に定める者は、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人とする。

4 補助対象建築物は、当面の間、1補助事業者につき1建築物とする。

5 要綱別記第3項(1)イの規定については、次のいずれかによる施工方法であること。

(ア) 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」

(イ) 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

附 則

この要領は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。